

厚生労働省発医政 0226 第 12 号

## 特定行為研修に係る特定行為区分変更の承認

指定研修機関番号 1909002

指定研修機関名

学校法人獨協学園 獨協医科大学

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三十三号)第十条の規定により、下記の新たな特定行為区分に係る特定行為研修について令和2年2月26日付けで承認する。また、同令別表第四備考五号に係る下記の領域別パッケージ研修の実施について同日付で認定する。

### 記

#### 特定行為区分 (19区分)

呼吸器(気道確保に係るもの)関連、呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連、呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連、循環器関連、心臓ドレーン管理関連、胸腔ドレーン管理関連、腹腔ドレーン管理関連、ろう孔管理関連、栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連、栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連、創傷管理関連、創部ドレーン管理関連、動脈血液ガス分析関連、透析管理関連、感染に係る薬剤投与関連、血糖コントロールに係る薬剤投与関連、術後疼痛管理関連、循環動態に係る薬剤投与関連、皮膚損傷に係る薬剤投与関連

#### 領域別パッケージ研修 (4領域)

在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域、救急領域

令和2年2月26日

厚生労働大臣

加藤勝信

